

計画策定の経緯と背景

● 共に学び、共に育つ、共育（きょういく）のまち推進プランについて

今回、逗子市総合計画の改定にあわせ、その基幹計画の一つとして「共に学び、共に育つ、共育（きょういく）のまち推進プラン」（略称：共育推進プラン*1）を策定しました。

市の計画体系としては、3層構造となり、最上位の総合計画とその下に5本の基幹計画があります。その基幹計画の1つである「共育推進プラン」は、下位の計画として位置付けられている「生涯学習活動推進プラン」「文化振興基本計画」「スポーツ推進計画」「学校教育総合プラン」「社会教育総合プラン」の5つの個別計画*を包含する計画として策定しています。

「共育」についての市の考え方は、総合計画に位置付けられています。この考え方は、平成19年12月に策定された「逗子市まちづくり基本計画」で「第2節 私たちはこんなまちにしていこう」の中の「IV. 安全・安心・ふれあいのまち」「IV-2. 共育のまち」で示されています。

逗子市では、1997年（平成9年）から「ずし生涯学習推進プラン」を策定し、総合的に生涯学習*を推進してきました。しかし、総合計画の改定により、この基幹計画においては、学校教育、社会教育*などのすべての教育的活動を包括した言葉として、「共育」という新しい言葉を採用しました。これは「逗子市まちづくり基本計画*」において、「人間を大切にしたい」という考え方の一つとして生まれた言葉です。日常生活の中で、人が学び合いながら育ち合い、心豊かなまちをめざすという理念は、人が生涯にわたりいつでも学習できる社会を目指すという生涯学習の考え方をより発展させたものとして、今回、採用することにしたものです。

また、個別計画である「生涯学習活動推進プラン」は、従来の生涯学習の考え方に沿った、市民の学習活動を推進するための計画として策定していきます。

● 「共育」の背景

価値観の多様化、核家族家庭や共働き家庭の増加などで、居住地の地域コミュニティが希薄化する傾向が見られます。さらに、外国籍の人々の増加により、多言語・多文化に対応しなければならないなどの課題もあります。こうした状況の中で地域での結びつきや地域の教育力の低下が問題視されるようになりました。

また、学校教育の現場では基礎学力の重視という方針にもかかわらず、学力低下対策が課題となっています。更に、児童・生徒一人ひとりの個性尊重が提

起され、多様化し高度化する児童・生徒の学習ニーズに対応することが困難となる傾向があります。

このような急激な社会変化の中で、家庭や地域社会の在り方も変容し、それに伴って、子どもたちがおかれる教育環境も変化してきました。地域で子どもの教育を支える必要性が求められるとともに、学校教育の現場でも地域の支えを必要としています。「共育」という言葉が登場する背景には、学校・家庭・地域社会が、それぞれ連携せずに個別の教育機能を果たしていくのではなく、3つが連携しながら、教育力の向上に努め、子どもたちの成長を育む「ともにそだてる」という視点があります。

さらに、「共育」には「ともにそだてる」という視点ばかりでなく、「ともにそだつ」社会の実現という視点があります。市では、子どもばかりでなく、地域に住むすべての人が、地域社会で、共に学び、共に育つことを理念とし、学校と地域を結びつけながら、生涯を通じた持続的・自発的な学びをとおして人々がつながっていくことができる仕組みとして、「共育のまち」の実現を推進していきます。

*1「共に学び、共に育つ、共育（きょういく）のまち推進プラン」の表題は長いため、「共育推進プラン」という略称を設けました。また、共育を（きょういく）と発音すると「教育」と混乱するため（ともいく）と読むことがあります。

「*」がついている用語は、末尾の用語解説に詳しい説明が記載されています。

第 1 章 基 本 構 想

第1章 基本構想

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 逗子市における「共育」の基本理念
- 4 「共育のまち」を実現するために求められること
- 5 計画年次
- 6 計画の構成
- 7 計画の推進と評価
- 8 計画の体系

第 1 章 基 本 構 想

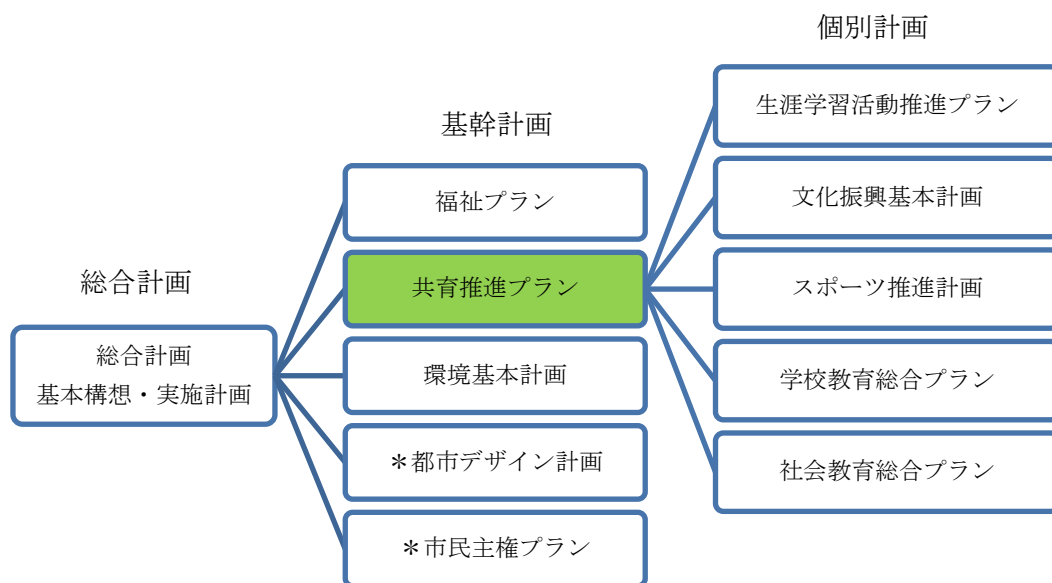
1 策定の趣旨

逗子市では、都市宣言である「青い海と みどり豊かな 平和都市」といういつまでも変わることのない理想像に基づき、1997年（平成9年）に「豊かさを実感する調和あるまち」という都市像を定め、2015年（平成27年）を目標とする基本構想のもと、基本計画及び実施計画の三層で構成した総合計画の推進を図ってきました。

また、2002年（平成14年）に、市民参画によるまちづくりの推進に関する必要な事項並びに適正な土地利用に関する手続及び基準を定めた「逗子市まちづくり条例」を施行し、この条例に基づき、2007年（平成19年）12月に「逗子市まちづくり基本計画」を策定しました。

このような中、現在の総合計画が2014年度（平成26年度）をもって計画期間を終了することから、「逗子市まちづくり基本計画」を一体化した新たな総合計画を策定しました。この計画において、逗子市の将来像を描き、あわせて、これからの新しい時代に対応する総合的・計画的な行政運営の指針を示し、市民との協働によるまちづくりの推進を図っています。

基幹計画である「共に学び、共に育つ、共育（きょういく）のまち推進プラン」は、この総合計画に基づき策定するとともに、総合計画と各個別計画を繋ぐ計画となるものです。



※共育推進プラン以外の各基幹計画の下位に位置付く個別計画については省略しています。

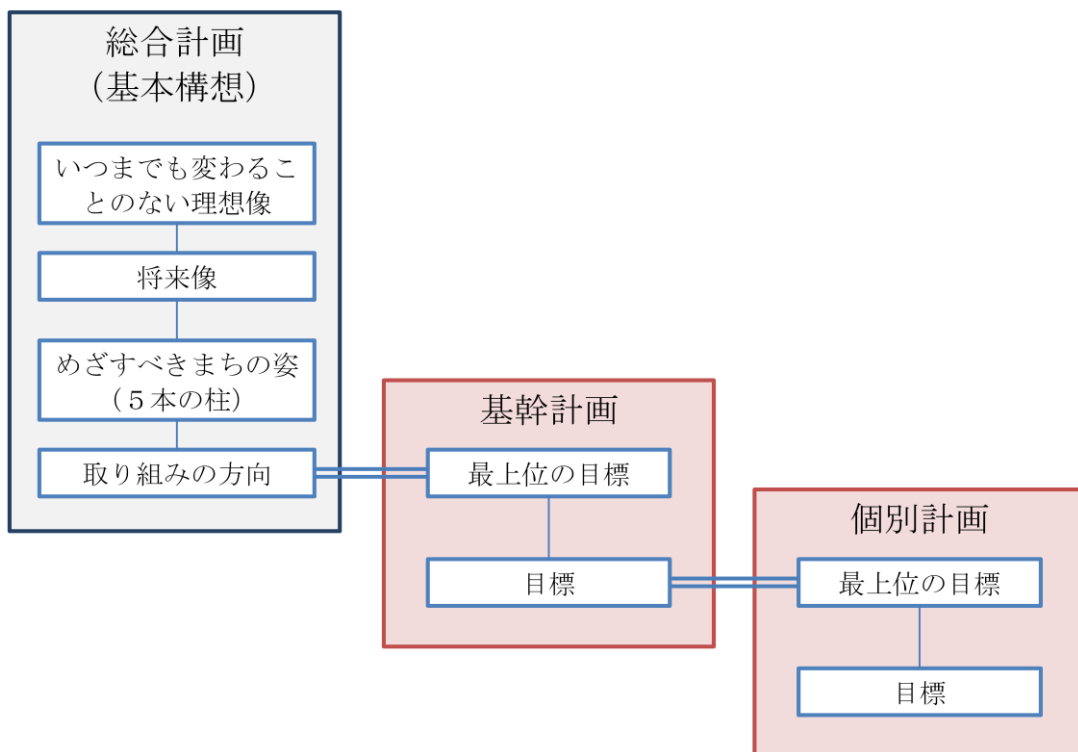
*が付記されている計画は、今後、計画を策定し、実施をめざしているものです。

2 計画の位置付け

市の計画体系は、総合計画を最上位に、基幹計画、そして個別の施策分野を定める個別計画の三層となっています。そして、この三層は、基本構想における取り組みの方向と基幹計画の最上位の目標等とが整合しており、基幹計画の下位の目標等と個別計画の最上位の目標等とが整合する形で重なり合うよう策定していきます。

リーディング事業は、実施計画の期間8年間で戦略的・重点的に実現を図っていく事業として、基幹計画、個別計画でそれぞれ定める事業（取り組み）の中でも特に重要な事業（取り組み）と共通な事業となります。このように、全ての計画を総合計画の下に体系化し、三層（総合計画・基幹計画・個別計画）を連動させて、一体的に計画の実現を推進していきます。

● 一体化のイメージ



3 逗子市における「共育」の基本理念

「共育」とは、世代間交流を通じて、すべての人がお互いを理解し、認め合い、そして共に生活していくという理念のもと、学校・家庭・地域が連携して、共に学び、共に育っていくことを表しています。「共育*」の理念と目標については、「総合計画 第2編 基本構想 第2章 わたしたちはこんなまちにしていく」の「第2節 共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち」における「めざすべきまちの姿」として位置付けられています

逗子市総合計画 基本構想

〇めざすべきまちの姿

世代間交流を通じて、共に学び合い、共に育つ「共育」理念のもと、市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学び、文化を育み、スポーツに親しみ、その成果を様々な形で生かすことのできる、市民が主役を演じる「共育のまち逗子」をめざします。

この「共育」の理念と目標は、総合計画の基本構想に位置付けられているとともに平成19年に策定された「逗子市まちづくり基本計画」の「第2章 私たちはこんなまちにしていく」で、「Ⅳ. 安全・安心・ふれあいのまち Ⅳ-2. 共育のまち」の中にも位置付けられています。

逗子市まちづくり基本計画

(1) 目標

「共育」が、我々の日常生活の中で、楽しく逞しく展開され、心豊かに暮らせるまち逗子をつくる。

4 「共育のまち」を実現するために求められること

- (1) 情報の活用とコーディネートの仕組み
 - (2) 世代間交流の重要性
 - (3) 若年層の活躍・人材育成
 - (4) 市民との協働
-

(1) 情報の活用とコーディネートの仕組み

情報関連分野での技術革新はめまぐるしく、インターネットの飛躍的普及等 ICT（情報通信技術）*の急激な発展により教育の環境も急速に変化をしてきました。その中で、「共育のまち」の実現にもおいても、ICTを適切に活用していくことが求められます。

パソコンの小型化・軽量化により外出先でも情報端末として使えるなど、個人が各自の生活ペースを保持しながら、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）*をはじめとする様々なネットワークを駆使した学習スタイルが選択できるようになりました。また、スマートフォンの普及やインターネット接続環境の整備は、在宅や外出先での学習の機会を大幅に向上させています。誰もが好きな場所で好きな時に、気軽に情報にアクセスできる一方で、情報の過多により、本当に必要な情報を収集することが困難な状況になる傾向も見受けられます。そのため、多くの情報の中から適切な情報を選択できる情報リテラシー*が求められています。

「共育のまち」の実現には、市の主催する講座やイベントをはじめとして、市民団体の主催する講座やイベントの情報収集を図り、情報を一元化するとともに、個人のニーズに対応した学習情報を選んで紹介することができるコーディネート機能が重要です。さらに、講座やイベント同士をつなぎ、市民や市民団体の交流の機会を作っていくことや人材やプログラムに関する情報を提供するなど、共育の総合的なポータルサイト*を立ち上げ、学習機会をコーディネー

トする仕組みをつくることも求められます。また、情報の一元化や学習活動のための情報提供、あるいは学習の手段としてのICTの活用だけでなく、学習成果の発表や広く公開していく手段としてICTを利用することを一つの手法として確立させていくことも必要です。

(2) 世代間交流の重要性

近年、少子・高齢化、核家族化などが急速に進んだことから、家族や地域におけるふれあいの場や交流の機会が減少し、家族や地域社会において世代間の絆（きずな）が希薄になっています。これに伴い、家庭において子育てや子どもの教育に関すること、高齢者の生きがい健康づくりや介護に関すること、地域においては歴史や文化の継承の在り方など、多くのことが身近な課題となっています。

変化の激しい社会の中で、核家族化や共働き世帯の増加などもあって、地域での世代間の交流や体験の機会も減少するなど、以前のような地域での子どもの見守りや生活に関する相談などがしにくくなり、子育てに関する不安も大きくなっています。

学習活動や文化活動、スポーツを通じて、子どもから高齢者まで、逗子という豊かな自然環境の中で、お互いを尊重しながら共に学び合い、教え合うことで、共に育っていく環境を整備することによって、「生きる力」の習得や「人づくり」を目指し、それを通して、「地域づくり」を促進することが求められます。

また、高齢社会になり、退職して地域に戻る市民が今後ますます増加します。長寿化で退職後の自由な時間が増加するのに合わせて、人生をより豊かなものにし、地域社会に貢献していこうとする市民が増えていく中で、高齢者層の持つ知識や知恵あるいは技術や伝統・地域文化を学校とも連携を深めながら、若い世代に伝え継ぐことが期待されます。

世代間交流を進めるにあたっては、誰もが等しく参加できる環境を整備することが重要なことです。地域で生活するすべての人が、一人の人格のある人間として尊重されなければなりません。また、国籍、年齢、性別などの違いに関わらず、すべての人に参加しやすい環境整備を行い、地域での交流を進めていくことも必要です。

(3) 若年層の活躍・人材育成

現在の地域社会では、子育て、青少年育成、高齢者の見守り、ごみの減量化・資源化、防犯、災害対策、地域文化の伝承など多様な課題を抱えており、これ

らを解決するためには、多くの人材が必要です。しかし、社会活動や市民活動に参加しているのは、全体から見れば、市民の一部に限られており、次世代を担う子どもたちや若い世代、活動に参加したことがない人など、地域にはまだまだ多くの埋もれている人材が存在しています。すべての市民が、受け手としてではなく、地域の一員として、「共育のまち」の実現に積極的に参画できるようなシステムの検討が必要です。さらに、家庭・学校・地域の連携だけでなく、大学などの専門的な知識や技術を有する機関とも連携をして、人材を育成し、活躍の場を提供できる環境づくりの推進も検討する必要があります。

また、子どもたちが地域に愛着を持ち、次代の地域社会を担う人材となるように、地域の人々が共に支え合い、共に学び、共に育っていけるような仕組みづくり、あるいはまだ活動に参加したことがない人々の活動のきっかけとなるような環境づくりも求められます。

(4) 市民との協働

市民には、自発的・主体的に様々な方法で学習活動に取り組む権利が憲法で保障されています。この権利を確かなものとするためには、学校・家庭・地域社会とつながりながら、学習活動を進めるだけでなく、市民と行政が協働しながら、「共育のまち」の実現に向けて活動していくことが求められます。

また、活力ある暮らしやすい地域社会であるためには、市民が主体的に地域づくりに取り組んでいくことが大切です。

市民の学習ニーズは、急速に多様化・高度化しています。すべての市民がそれぞれの状況や必要に応じて、いつでも自由に学習機会を捉え学習できるようにする必要があります。この学習機会を個人の学習機会として完結させることなく、共に学び合い、共に育つという、理念のもと、多くの人々と共有し、連携していくことが求められます。

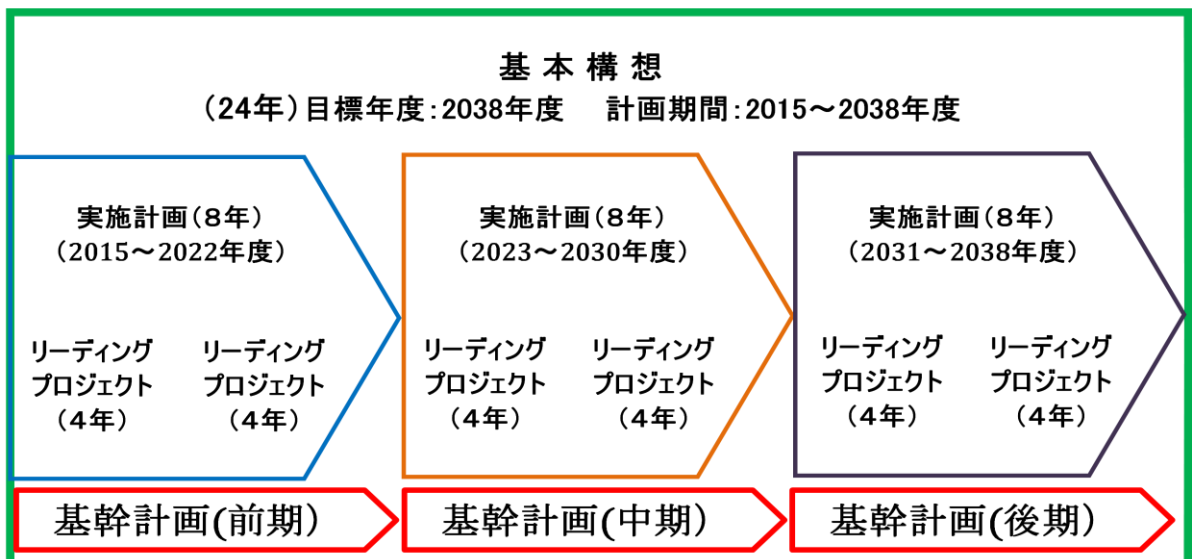
そのために行政は、地域での交流を促進し、多くの人々が地域づくりに関わっていけるよう支援することが必要です。市民の主体的な地域づくりを推進するため、地域への関心を高める学習や地域課題についての学習機会を充実するとともに、学習と活動を一体的、継続的に行えるよう支援しなければなりません。

5 計画の目標年次

逗子市では、1997年（平成9年）2月に策定した現在の総合計画が、2015年（平成27年）を目標年次とし、まちづくりを進めてきました。また、「逗

子市まちづくり条例」に基づき、2007年（平成19年）12月に市議会による議決を経て策定したまちづくり基本計画が、30年後に焦点を当てた計画となっています。

以上のことを考慮し、次期総合計画が、まちづくり基本計画との一体化を踏まえ、計画期間を2015年度（平成27年度）から2038年度（平成50年度）までの24年間としていることから、「共に学び、共に育つ 共育（きょういく）のまち推進プラン」においても24年間変わることなくめざしていく将来像とその実現のために必要な基幹となる政策・施策を具体的かつ体系的に整理する必要があります。なお、今回策定した、基幹計画「共に学び、共に育つ 共育（きょういく）のまち推進プラン」に位置付けられた取り組みについては、前期計画として、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とした概ね8年間の事業計画を示すものとしています。



6 計画の構成

全体の計画期間を24年間としたうえで、成果が評価でき、実行性が確保される計画とするためには、将来像とその実現に必要な政策・施策は具体的かつ体系的にわかりやすく整理する必要があります。そのため、基幹計画を前期・中期・後期に分け、それぞれを8年間の計画とします。また、基幹計画の構成は、「基本構想と実施計画」という二層構造とします。

7 計画の推進と評価

- (1) 「共に学び、共に育つ 共育（きょういく）のまち推進プラン」に位置付けられた事業は、総合計画に基づいて、推進を図ります。
- (2) 「共に学び、共に育つ 共育（きょういく）のまち推進プラン」は、主体である市民が積極的に参加し、市民が中心となって推進していくことが求められます。そのため、市民・地域・学校・企業・関係機関・団体などと行政が協働して取り組んでいくことが期待されます。また、行政内部の各部署における連携を進め、共育に関連する事業を一体的に推進します。
- (3) 「共に学び、共に育つ 共育（きょういく）のまち推進プラン」に基づく事業が適切に実施されるように、進行管理や評価を行います。この評価をもとに、必要に応じて事業内容及び手法などの改善を図り、計画的・効果的に施策や事業を推進していきます。

なお、目標達成状況を明確にするため、年度ごとの見直し（ローリング）は行いません。ただし、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて4年後に見直しを行います。

8 計画の体系

この基幹計画では、総合計画の「第2編基本構想 第2章わたしたちはこんなまちにしていきたい」に位置付けられた5本の柱である「第2節共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち」の実現をめざすまちの姿として、プランの基本目標とします。そして、「第2節共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち」に位置付けられた「取り組みの方向」を基幹計画の「施策の柱」として定めます。

★「共に学び、共に育つ 共育（きょういく）のまち推進プラン」基本構想体系

めざすべきま ちの姿	施策の柱	施策の方向
共に学び、共 に育つ共育(き ょういく)のまち の実現	1. 子どもも大人も輝 く生涯学習のまち	(1)生涯を通じた学習活動への支援
		(2)市民活動に対する学習活動への支援
		(3)現代的課題に対する学習活動への支援
		(4)地域で子どもを育てる環境づくり
	2. 文化を新たに創 造するまち	(1)地域文化の担い手の育成
		(2)文化芸術に接する機会の拡充
		(3)文化振興のための環境づくり
	3. スポーツを楽しむ まち	(1)【健康づくり】 ひとりひとりがスポーツに親しみ健康な心とからだをつくります
		(2)【場づくり】 みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり明るい生活を営みます
		(3)【交流づくり】 スポーツを通じていきいきとした地域連携の輪をひろげます
		(4)【基盤づくり】 スポーツを通じて活気に満ちたまちづくりを推進する
	4. 学校教育の充実 したまち	(1)教員の指導力向上
		(2)課題に対応する学校づくり
		(3)子どもたちの学力向上
	5. 子どもも大人も共 につながり成長して いくまち	(1)現代的課題に対する学習機会の提供
		(2)地域で取り組む課題に対する学習機会の提供
		(3)地域で子どもたちを育てる環境づくりに向けた学習機会の提供

◆ 各施策の柱がめざすもの

(1) 子どもも大人も輝く生涯学習のまち

市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学びを楽しむことができるよう、一人ひとりの力と行動で、教え合い学び合いを形にしていきます。そして、学ぶ楽しみ教える喜びで地域の一人ひとりがいきいきと輝いているまち、互いの生き方を尊重し育み合えるまち、学習活動の域を越えて学んだ成果を様々な形で生かすことで元気な地域づくりへとつながっていくまち、生涯学習活動のまち逗子をめざします。

(2) 文化を新たに創造するまち

文化芸術は、生活に潤いや刺激を与え、共感や連帯を生み、人の心を豊かにします。さらに、新たな付加価値を生み出すなど、地域社会にとっても多様な可能性を秘めています。

わたしたちは、逗子の伝統文化を継承するとともに、逗子の潜在的な文化資源を掘り起こして、地域の文化を市民の手で拓き、互いを高め合い、育むことで、「まちが文化を活かし、文化がまちを活かす」地盤をつくります。そして、逗子の多彩な文化資源と恵まれた自然環境を背景に生まれる、個性的で創造的な文化芸術の力で、文化と自然がつむぐ活力あるまち（地域社会）の発展をめざします。

(3) スポーツを楽しむまち

わたしたちは、スポーツ都市宣言の理念に基づき、市民一人ひとりがスポーツに親しみ健康な心とからだをつくる「健康づくり」、みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり明るい生活を営むことができる「場づくり」、スポーツを通じていきいきとした地域連携の輪をひろげる「交流づくり」、スポーツを通じて活力に満ちたまちづくりを推進する「基盤づくり」を進めます。

一人でも多くの市民が、スポーツに親しみ、互いに高め合うことで、健康で

豊かな生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、誰もが気軽にスポーツ、健康づくりができるまちをめざします。

(4) 学校教育の充実したまち

人は自然と社会の中で生涯学び続けていくことが必要です。その入り口の一つとして学校教育は大きな役割を果たすものです。

今日、価値観の多様化や高度な情報化社会の中にあって、子どもたちが身につけなければならない力は多岐にわたっています。これまで受け継がれてきた知識や文化・伝統などを踏まえ、地域社会や家庭と連携し人間性溢れる教育、限りある命を生きていることの素晴らしさを感じることができる教育を行っていくこと、そしてこれからの国際社会の一員として生きていく力を養うことが必要です。

いつの時代にも変わってはならない本質の部分の土台に、その時々々の教育的課題に臨機応変に対応して、「豊かな人間性」・「確かな学力」・「健康な心身」を目標として『自ら考え、心豊かに、たくましく生きる逗子の子ども』の育成を図ります。

(5) 子どもも大人も共につながり成長していくまち

わたしたちは、将来像の中で「人間を大切にすまちでありたい」とうたっています。この理念の実現のためには、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、まちづくりに積極的に関わる「ひとづくり」がその第一歩となります。

社会教育の充実をめざして、過去から附託された人類共通の財産である文化財を適切に保存し、未来に引き継いでいくとともに、現代的課題や地域課題について、共に学び、個を高め合う機会を広く市民に提供し、学校、地域、家庭のつながりを強化していくことで、地域社会、さらには世界に貢献できる「ひとづくり」に市民と共に取り組んでいきます。わたしたちは、子どもも大人も共につながり成長していくまちの実現をめざします。